

下松市ものづくり女子就業促進事業公募型プロポーザル仕様書

1 委託事業名

下松市ものづくり女子就業促進事業

2 目的

市内企業の魅力発信や、女性の製造業への就業推進事業を通じて、「ものづくりのまち下松」への興味・関心を持つきっかけを作り、人材の育成や市内ものづくり企業への就職促進等、人材の集積につなげるとともに、本市産業のさらなる振興を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

4 対象

下松市内企業に就職または転職を希望する女性と、市内外の児童生徒及び学生、またその保護者。(業務内容5の(1))

下松市内企業に就職または転職を希望する女性。(高校生、大学生を含む。)(業務内容5の(2)、(3)、(4))

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、市から特段の指示があればその指示に従うものとする。

(1) SNS等を活用した求職者や学生等及びその保護者への情報発信事業

対象者に向けて、市内企業への就職や本市製造業に興味を持ち関心を高められる情報発信・広報を行う。

内容については、以下の項目とする。

(ア) 市内企業や本市製造業のPRとなるような情報を発信すること。

(イ) 対象者に向けて効果的な広報活動を行い、市内に限らず多方面へ幅広い周知に努めること。

(ウ) 市から情報発信の指示がある場合は遅滞なく対応すること。

(エ) 投稿内容や、それに対する反応、閲覧回数一覧を整理し、定期的に報告すること。

(オ) 保護者に対する情報発信をする際は、子どもの定住促進及び地元企業の魅力発信の機会になるよう、内容・形式を工夫すること。

(2) 市内企業のPR動画制作及び発信事業

市内企業PR動画を制作し、SNS等において発信する。

(ア) 令和6年度内に「くだまつものづくり女子就業推進事業者」の認定を受けた事業者8社分のPR動画を制作すること。

- (イ) 女性就業に関する各事業者の取組みを中心とした情報を発信すること。
 - (ウ) 受託者は、契約締結後、構成案及びシナリオ案を作成し、提出すること。その上で市の下承を得ること。
 - (エ) 人物を撮影する場合は、必要な肖像権の手続きを行うこと。
 - (オ) 当該動画制作に必要な企画、演出、出演者との調整、取材、撮影、映像素材の収集と利用の承諾、編集等、映像の作成に係る作業の一切を委託事業者において行うこと。
 - (カ) 動画はSNS等での発信を想定した長さで制作すること。
 - (キ) 必要に応じて、市に映像データを提出し、映像の試写を行うこと。試写後、市と修正箇所を確認の上、必要な修正を行うこと。
 - (ク) BGM等用の音楽素材の使用については、基本的にオリジナル又はフリー素材を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は、手続きを行うこと。
- (3) バーチャルYouTuber (Vtuber) の制作及び動画発信事業
本市独自のバーチャルYouTuber (Vtuber) を制作し、そのキャラクターを用いた本市の製造業や就職に関する情報発信を行う。
- (ア) バーチャルYouTuber (Vtuber) を1体以上制作すること。
 - (イ) バーチャルYouTuber (Vtuber) は、対象となる女性の目に留まるような工夫を施すこと。
 - (ウ) バーチャルYouTuber (Vtuber) を制作したうえで、本市製造業のPRとなるような内容の動画を制作し、発信すること。
- (4) 本市製造業への女性の就業推進事業
対象となる女性に対して製造業へ興味関心を持ってもらえるように座談会及び企業見学バスツアーを開催する。
- (ア) 本市製造業における女性の就業者数増加を目的とし、本市製造業に従事することの魅力が伝えられる内容とすること。
 - (イ) 座談会及び企業見学バスツアーの回数や実施形式、内容については事前に本市へ確認し、了承を取ること。
 - (ウ) 座談会及び企業見学バスツアーに参加する企業は、「くだまつものづくり女子就業推進事業者」の認定を受けた事業者の中から希望する事業者を募ること。
 - (エ) 座談会及び企業見学バスツアーの運営に係る業務の一切を受託事業者が行うこと。

6 連絡・調整体制

市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。
また、市と綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、

当該業務を適正に執行すること。

7 報告書の作成・提出

市の指示に基づき、事業の進捗状況を報告するとともに、事業終了時には速やかに実績報告書等を作成し、提出すること。

8 成果物の取扱い

- (1) 本件に関する所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は市に属するものとする。納品された成果品、委託業務に関する著作権は全て市に帰属する。また、成果品の再編集・複製等の二次利用を行うことができるものとする。
- (2) 本業務による成果品について、市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 成果品について、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

9 その他

- ・業務の実施にあたっては、市と十分協議の上、実施すること。
- ・受託者及び業務従事者は、委託業務に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後も同様とする。
- ・委託内容に係る全ての経費は、受託者が負担すること。また、仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者が負担すること。
- ・この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議すること。